請求の手続

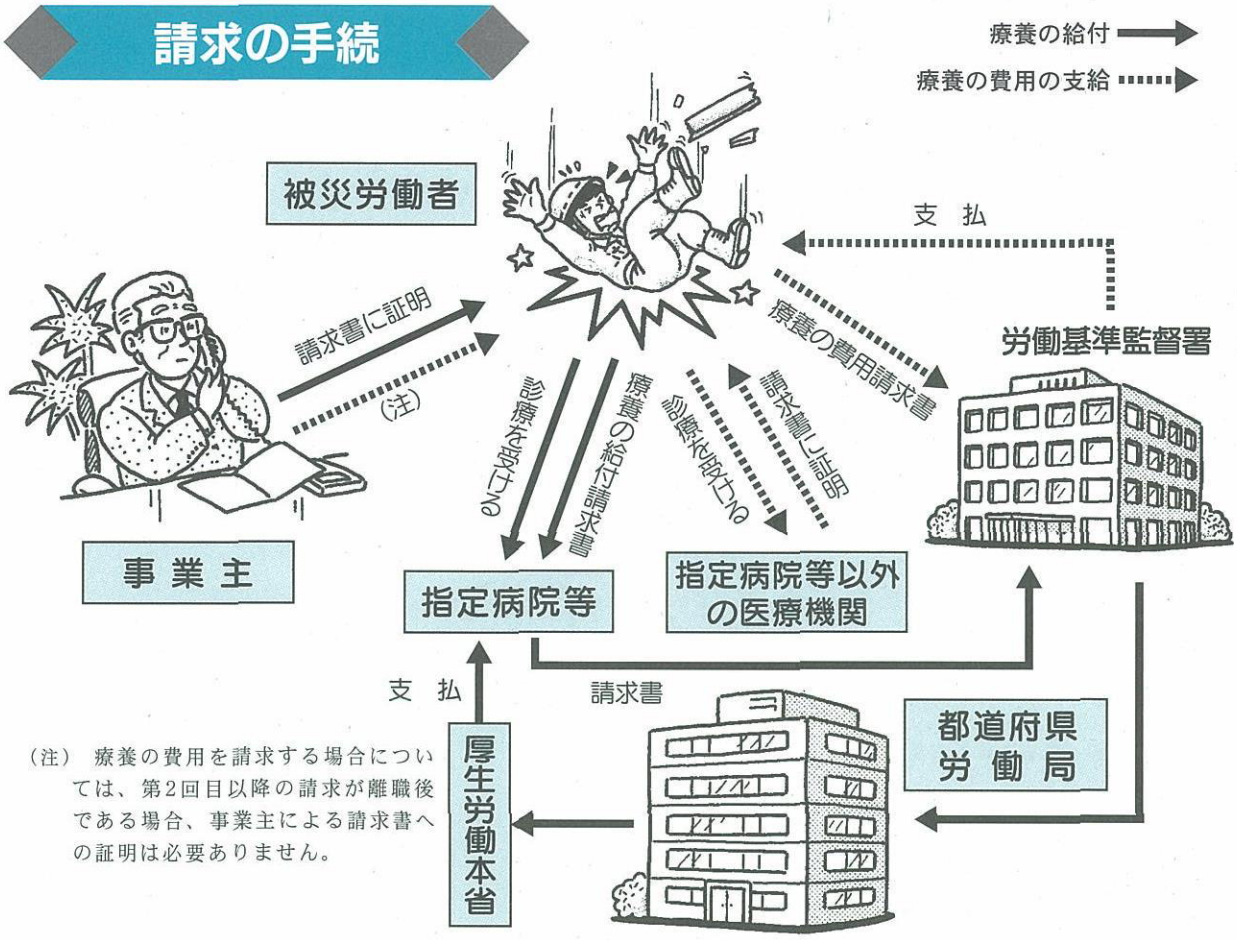

（注）療養の費用を請求する場合については、第2回目以降の請求が離職後である場合、事業主による請求書への証明は必要ありません。

●療養の給付を請求する場合

療養を受けている指定医療機関等を経由して、所轄の労働基準監督署長に、療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第５号）又は療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の３）を提出してください。

●療養の費用を請求する場合

所轄の労働基準監督署長に、療養補償給付たる療養の費用請求書（様式第７号）又は療養給付たる療養の費用請求書（様式第16号の５）を提出してください。

なお、薬局から薬剤の支給を受けた場合には様式第7号（第16号の５）⑵を、柔道整復師から手当を受けた場合には様式第７号（第16号の５）⑶を、はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた場合には様式第7号（第16号の５）⑷を、訪問看護事業者から訪問看護を受けた場合には様式第７号（第16号の５）⑸を、提出してください。

●指定医療機関等を変更するとき

すでに指定医療機関等で療養の給付を受けている方が、帰郷等の理由で他の指定医療機関等に変更するときは、変更後の指定医療機関等を経由して所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第６号）又は「療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第16号の４）を提出してください。